5 みやぎ木造住宅耐震助成事業　市町村窓口一覧

市町村名	担当課	電話（内線）	耐震診断 自己負担額	耐震改修等 補助（最大）	建替え 補助※
仙台市	建築指導課 建築防災係	022-214-8323	17,280円	110万円	×
	青葉区 街並み形成課	022-225-7211			
	宮城野区 街並み形成課	022-291-2111			
	若林区 街並み形成課	022-282-1111			
	太白区 街並み形成課	022-247-1111			
	泉区 街並み形成課	022-372-3111			
石巻市	建築指導課 安全・調整G	0225-95-1111(5675)	8,300円	110万円	○
塩竈市	定住促進課 指導係	022-364-1126	8,300円	120万円	○
気仙沼市	住宅支援課 住宅支援係	0226-22-6600(593)	8,300円	110万円	○
白石市	建設課建築住宅係	0224-22-1326	8,300円	110万円	○
名取市	都市計画課建築係	022-724-7124	8,300円	110万円	○
角田市	都市整備課 施設営繕係	0224-63-0138	8,300円	110万円	○
多賀城市	都市計画課	022-368-1141(425)	8,300円	110万円	○
岩沼市	復興・都市整備課 建築保全係	0223-22-1111(428)	8,300円	110万円	○
登米市	営繕課	0220-34-2446	8,300円	110万円	○
栗原市	建築住宅課 建築係	0228-22-1153	8,300円	110万円	○
東松島市	建築住宅課 建築班	0225-82-1111	8,300円	110万円	○
大崎市	建築住宅課 住宅計画係	0229-23-8057	8,300円	110万円	○
富谷市	建設部 都市計画課	022-358-0527	8,300円	110万円	×
蔵王町	建設課 建築係	0224-33-2214	8,300円	70万円	○
七ヶ宿町	農林建設課 土木係	0224-37-2115	8,300円	25万円	×
大河原町	地域整備課 建築住宅係	0224-53-2445	8,300円	110万円	○
村田町	建設課 建設班	0224-83-6407	3,300円	110万円	○
柴田町	都市建設課 建築住宅班	0224-55-2121	8,300円	100万円	○
川崎町	建設水道課 建築係	0224-84-2111(1266)	8,300円	30万7千円	○
丸森町	建設課 建築住宅班	0224-72-3032	8,300円	110万円	○
亘理町	都市建設課 建築宅地班	0223-34-0508	8,300円	110万円	○
山元町	施設管理室 行政班	0223-37-5111	8,300円	110万円	○
松島町	建設課 管理班	022-354-5715	8,300円	110万円	○
七ヶ浜町	防災対策室 交通防災係	022-357-7437	8,300円	100万円	○
利府町	都市整備課 都市整備班	022-767-2342	8,300円	110万円	○
大和町	総務課 危機対策室	022-345-1112	8,300円	110万円	×
大郷町	地域整備課	022-359-5508	8,300円	110万円	○
大衡村	都市建設課	022-341-8515	8,300円	110万円	○
色麻町	建設水道課 管理係	0229-65-2224	8,300円	30万円	○
加美町	建設課 建築係	0229-63-3116	8,300円	110万円	○
涌谷町	建設課 建設班	0229-43-2129	8,300円	60万円	○
美里町	建設課 総務係	0229-33-2143	8,300円	110万円	○
女川町	町民生活課 住宅係	0225-54-3131(164)	8,300円	110万円	×
南三陸町	建設課 土木建築係	0226-46-1377	3,300円	57万5千円	×

※耐震診断の結果，耐震性がないと判定された住宅の建替え工事への補助の適用

6 宮城県建築物耐震リフォーム無料相談所

県では、建築物の耐震に関する無料相談所を開設しています。
ご自宅の耐震性の不安や、耐震診断・耐震改修の内容や市町村の助成制度などの疑問について、建築の専門家がお答えします。相談は無料ですので、お気軽にお電話ください。

受付日時	月～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
相談料	無料
相談窓口	一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 仙台市青葉区上杉2-2-40　宮城県建築設計会館 電話 **022-223-7330** ●相談窓口にお越しいただく場合も、事前に電話でお問合せください。

お問い合わせ先　宮城県 土木部 建築宅地課 企画調査班　電話　022-211-3245
メール　kentakp@pref.miyagi.lg.jp

平成30年5月作成
この印刷物は17,000部作成し、1部当たり10.85円です

平成30年度版

耐震改修補助金が約100万円に！

わが家は地震に大丈夫？

補助を受けて　まず「耐震診断」そして「耐震改修」をしよう！

宮城県

1 住宅の耐震化には、助成制度(補助金)があります

1 ご自宅は「昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅」ですか？

はい

いいえ → 補助対象外です。

ポイント
宮城県沖地震(昭和53年6月)後、耐震基準が見直され、昭和56年6月に建築基準法が改正されました。

2 市町村への事前相談

住宅の耐震化に助成制度（補助金）を活用できる場合がありますので、お住まいの市町村に相談して、ご確認ください。

お住まいの住宅が助成対象となる場合は、
市町村へ耐震診断を申込みます。

ポイント
住宅を建てた当時の資料(図面や契約書等)を準備してください。住宅の建築年や面積等の情報が必要になります。

3 耐震診断の申込み

「みやぎ木造住宅耐震診断助成事業」

市町村窓口で耐震診断の申込みをすると、ご自宅に耐震診断士(建築士)が派遣されます。
現地調査を行い、後日、耐震診断結果をお伝えします。

一般診断	現地調査や聞き取りをもとに専門家が耐震診断を行います。	＋	改修計画	補強方法などの改修計画を立て、概算金額も算出します。

耐震性あり → 耐震改修は不要です。

耐震性なし

ポイント
住宅の耐震診断の費用は、**15万円**程度かかりますが、補助金を活用すれば、

自己負担額 8,300円※で実施できます

※仙台市にお住まいの方は、自己負担額17,280円です
※村田町、南三陸町にお住まいの方は、自己負担額3,300円です
※床面積が200㎡を超えると、自己負担額が増額となる場合があります

4 耐震改修の申込み

「みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業」

設計事務所または工務店等に見積を依頼し、契約して耐震改修工事を行います。
工事着手前に、市町村への補助金の申請が必要となります。

改修設計	改修計画をもとに、具体的な改修工事の設計を行います。	＋	改修工事	改修工事に併せてリフォーム工事を行うこともできます。

※建て替えについても、補助対象となる場合がありますので、市町村にご確認ください。

ポイント
申請者が受け取れる補助金は、市町村によって異なり、

上限額は15万円～110万円です

※補助金は、工事金額や内容(併せてリフォーム工事も行うか等)によって変わります。
※補助制度は市町村毎に異なりますので、お住まいの市町村にご確認ください。

ご注意ください！
耐震改修助成の補助を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。
要件はお住まいの市町村にご確認ください。

耐震診断・耐震改修の助成を受けるためには、お住まいの市町村への**事前申請**が必要です。
実施後の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

2 木造住宅の地震被害について

平成28年4月に発生した熊本地震では、多くの建築物被害が発生しました。
中でも旧耐震基準の木造住宅は倒壊等の被害が多く見られ、耐震化の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

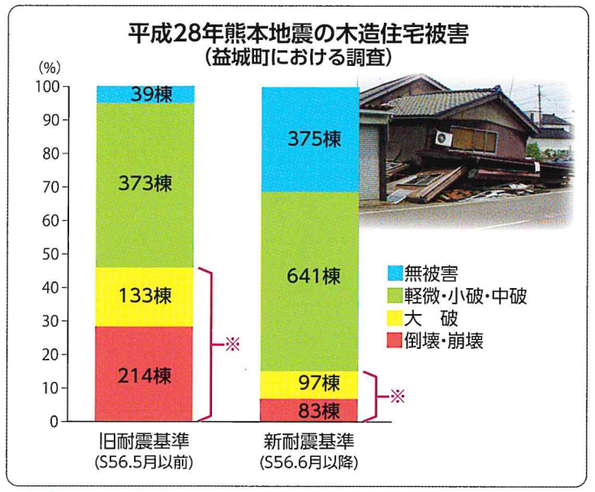

【旧耐震基準と新耐震基準の被害比較】

旧耐震(S56.5月以前)と新耐震(S56.6月以降)の住宅で被害状況に大きな差がありました。

	旧耐震基準(S56.5月以前)		新耐震基準(S56.6月以降)	
無被害	39棟	5.1%	375棟	31.4%
軽微・小破・中破	373棟	49.1%	641棟	53.6%
大　破	133棟	17.5%	97棟	8.1%
倒壊・崩壊	214棟	28.2%	83棟	6.9%
合　計	759棟		1,196棟	

ポイント
※修理による復旧が難しい被害（大破及び倒壊・崩壊）の割合は、新耐震基準は約15%に対し、旧耐震基準は約46%となっています。

★地震から生命と財産を守るために補助金を活用して、耐震改修をしましょう!

3 耐震補強の種類および工事費の目安

1 耐震補強の種類の例

①耐力壁の新設・増設
地震に強い壁を作ります。

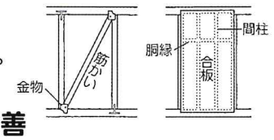

②耐力壁のバランス改善
耐力壁の量が十分でも、バランスが悪いとねじれて危険なため、バランスを改善します。

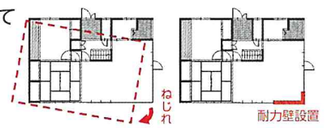

③基礎の補強
基礎を打ち増し補強し、家の土台としっかり緊結します。

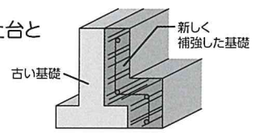

④屋根の軽量化
建物の軽量化も耐震性向上に有効なので、重い屋根瓦を、より軽量な材料に葺き替えます。

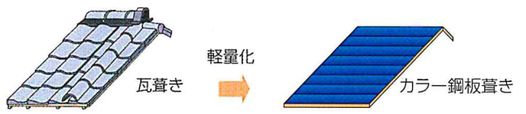

2 耐震改修工事の費用

耐震改修工事費の割合

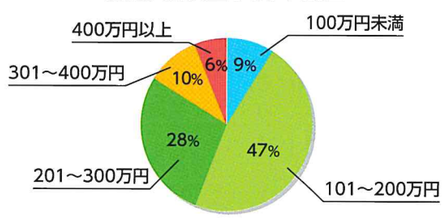

住宅の耐震改修工事事助成実績より(H24～29)

耐震改修には様々な方法があり、工事内容によってかかる費用も変わります。仕上げ(見栄え)を気にしなければ、安価に抑える方法もあり、また、耐震改修に併せてリフォーム工事を行えば、別々に行うよりも経費を抑えることもできます。
耐震改修に補助金を使える場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。

悪質リフォームにご注意ください！
不要な工事で代金を請求する悪質なリフォーム被害が増えています。耐震改修工事の契約をする前に、家族や知人、県で開設している無料相談所などにご相談ください。

4 税制上の優遇措置があります(所得税・固定資産税)

耐震改修工事を行った場合、税制上の優遇措置を受けられる場合があります。

所得税の控除	平成33年12月31日まで	＋	固定資産税の減額	平成32年3月31日まで

※税制の優遇措置の対象要件や手続きの方法等は、お住まいの市町村の税務担当部署や最寄りの税務署等にご確認ください。